



## 6/3 枚方教組・市教委に申し入れ

### 市費講師に採用試験で職免等を、自宅等での研修を

枚方教組は6月3日に、教育委員会に対して、申し入れを行い、市費講師に採用試験での職免等の適応をすること、夏季休業中などで採用試験の準備。学習のため、学校を離れて自宅等での研修を行えるようにすることを申し入れるとともに、市費、府費居職員ともに深刻になっている教員不足の実態の公表と、勤務時間の把握、集計方法の改善などについても申し入れを行いました。（申し入れ文は組合 HP を参照）

#### 市費講師にも採用試験受験で職免等を

##### 教員不足に「市長直轄で、全市一丸となって取り組む」方針だったはず

府教委では、府費講師に対して「講師等が採用選考を受験しやすい環境を整え、受験者の確保を図るため」と明確に位置付けて、採用試験受験に「職免」を適用する方針を示しています。

市教委も対応に苦慮している教員不足が広がる中で、府教委が示す位置付けからしても、府費講師だけでなく、市費講師に対しても同様の措置を適用するのは当然の対応です。

合わせて、府の採用試験だけでなく、市費講師の採用試験やその一連の面接・手続等についても同様の対応が求められるのは当然です。

申し入れに対して、市教委は、条例規則改正など市本庁での対応も必要になり、難しい点を挙げていました。

しかし、伏見市長自身が2023年に市教委が市費講師不足を訴えたことを受け、「市長直轄で、全市一丸となって働き方改革に取り組む」と大々的に発表していました。

府教委が教員確保のために、採用試験受験に職免適用を打ち出している現在、枚方市は「難しい」で済まされることはあってはなりません。

#### 府費・市費講師に、採用試験準備に長期休業中に「自宅等での研修」を

講師の先生たちは、日ごろ多くの時間外の勤務もある中で試験準備や勉強の時間も十分取ることがままならない中で、困難な学校現場を支えてもらっています。

また、講師の先生たちは、無理をして働く中、体調不良や病気等、子どもの世話のために、貴重な有休を使わざるを得ません。毎年、有休が足りなくなる、子どもの対応のため有休残さないと夏休みの有休促進期間に出勤する講師の先生もおられます。

それでも、夏休みなどの長期休業中に、受験勉強・準備集中して時間を取ろうにも、有休で対応せざるを得ません。

それこそ府教委の掲げる「受験しやすい環境を整える」点から、長期休業中などの受験勉強・準備を、「職場を離れての研修」(文科省、教育公務員特例法)として積極的に認められるようにすべき点についても、市教委に申し入れを行いました。

大阪教育文化センター教育実践講座 両日とも 13:30～ たかつガーデン

6月14日(土) 算数 ○楽しい単元導入プラン、役立つ手作り教具

6月15日(日) 図工 ○ステンシル技法での作品実践講座、物語の絵の実践講座

## 6/3 枚方教組・市教委に申し入れ（2）

### 教員不足の実態、勤務時間把握・集計方法の改善を

市教委へは、教員不足の実態、勤務時間把握・集計方法の改善についても申し入れを行っています。

#### 市費・府費講師不足の深刻な実態 保護者・市民に公表を

小学校ダブルカウントの市費講師の不足も昨年の9名不足から、今年は16名の不足に拡大しており、府費講師についても、昨年枚方教組の実態調査で極めて深刻な状況が浮かび上がっていました。

教員不足の広がり、学校現場に負担や犠牲が強いられていますが、保護者や市民からは、授業や教育活動がこれまで通り行われていることしか伝わっていません。

教員不足の実態を保護者市民に公表することは、保護者や市民に理解を広める上でも、保護者が自身の子どもの教育権が保障されていない実態を知る権利の点からも、不可欠なはずで。

#### 国会・給特法審議でも重大問題に

##### 勤務時間集計公表を、集計方法はどうか、早急な改善を

申し入れでは、教員不足の公表とともに、月ごとの時間外「勤務時間」の状況を教職員、保護者、市民向けに公表することとともに、「時間外」の把握内容、集計内容がどうなっているかについても明らかにするとともに、実態に応じたものになるよう改善を求めています。

昨年末の対市交渉で、「時間外の時間」を「5時以降の時間で集計」と市教委が回答していましたが、その後「始業前の朝の時間も集計している」と訂正が組合に伝えられていました。

市教委は、各学校からの報告をもとに時間外の集計して把握しているとしています。

出退勤システムでは、「始業前の時間外」「勤務時間」「5時以降の時間外」「勤務時間」が表示されますが、「時間外の時間」をどう集計するか、次のような点についても現場からは疑問がわいてきます。

#### ① 「5時以降の『時間外勤務時間』は、15分が差し引かれて表示される!？」

市の職員のシステムを流用したものをベースとしているため、残業手当の出る法令通りの規定では、「8時間を超えて勤務」の場合、「15分の休憩」追加が必要になり、この表示になっていると思われます。教員については、原則5時以降は「勤務時間」と扱われていないため、「15分休憩」にならないはずで。

#### ② 「休憩時間（45分）」は、働いているのに自動的に差し引かれている!!

システム上、「時間外」「勤務時間」の集計では、休憩時間をとったものとして差し引かれるようになっていく。休憩時間がほとんどとれていないと組合アンケートからも声が出ています。

休憩時間の実態からは、市教委公表の1か月の時間外の時間集計も、実際は20時間近く多くなってくるようになります。

#### ③ 「8時始業に変更」、「遅出・早出勤」の時間外の時間集計は?

学校によって8:00～16:30勤務に変更している例も聞かれますが、子育て職員は別途の対応がされていると聞きます。遅出早出職員とともに、変則的な場合の時間外集計がどうなっているのか?

#### 学校任せにせず、システムの根本的見直しを、市教委として説明を

これらの勤務時間把握、集計の対応を学校や教頭にゆだねることは多大な負担になります。国会審議でも、勤務時間把握、集計方法について大きく取り上げられ、休憩時間、持ち帰り業務についても、実態調査の必要性が取り上げられています。システムそのものを学校教職員用に根本的に見直し、休憩時間の実態、持ち帰り業務も含めた対応を、市教委が説明して示すべきです。

## 6/6 枚方教組定期大会・女性部大会を開催 「時間が足りない」活気のある論議で職場の実態交流

6/6(金)に、枚方教組第72回定期大会、第37回女性部大会を開催しました。  
昨年度の取り組みを振り返りながら、学校と教育、平和と民主主義をめぐる日本や世界の動きについても問題を投げかけ、活気のある論議で、職場の実態を交流することができました。

### 有馬委員長 組合の取り組みで権利・制度が前進、もっと組合を広げていこう 菅書記長 困難が広がる中でも、声を上げれば変えられることに確信を

大会の中で有馬委員長は、これまでの組合の取り組みやその成果に触れ、組合の取り組みでこの間、給与の引き上げや、採用試験への職免適用、子の看護休暇の前進アドが実現できた、私たちの取り組みに自信をもっと組合を広げていこうと呼びかけました。

菅書記長も、報告の中で、学校と教育、平和と民主主義をめぐる日本や世界の動きにふれ、ガザやウクライナなどで多くの人が犠牲になっている一方で、日本では異常な軍拡が進められ、日本で兵器見本市まで開催されている。物価高、米価高騰が言われる一方で、大企業ばかりを優遇する減税、補助金などが続けられている。ようやく消費税減税が大きな世論となってきている。

教育でも上からの押し付けや学校・教員の自由が奪われる中で、教員不足、不登校、子どもの自殺など問題が深刻化している。

こんな中でも声を上げれば変えられることを、組合の取り組みとして目に見える形で示すことができている。さらに組合の取り組みを広げていこうと呼びかけました。

### 「時間が足りない」話し出したら止まらない、参加者の意見交流

#### これでいいの働き方改革、増やされている委員会などからの課題の見直しを

大会には、異常な多忙で大変な中でも、組合員が積極的に大会に参加してもらえ、欠席と聞いていた人も、会場に駆けつけて、参加者同士の意見交流で活発に発言する姿が見られました。

意見交流の中で、学校ごとの働き方改革の格差や表面的な数字ばかりの働き方改革で、逆に子どもも先生たちも追い立てられてしまう実態も報告されていました。

また支援学級をめぐる状況でも入級基準や授業配慮で子どもの実態とは食い違う対応が出てきていたり、通級に行こうにも人数が多すぎて対応が難しくなっている状況なども聞かれました。

増やされた授業や委員会からの研究指定、○事業、○○指針の対応で勤務時間内に仕事が収まらず、職場の会話や余裕がなくなっていると切実な声も出されていました。

大会の最後には有馬委員長からも、新しい仲間を迎え、さらに枚方教組の取り組みを広げていこうと呼びかけが行われました。



第3回まなび庵 6月28日(土) 10:00~12:00 ラポールひらかた

### 「探究ってなあに? ~みんなで創る探究学習~」

講師 磯西重行さん(五常小)、春名麻子さん(招堤小)

## 労働法を逸脱するような法律を 給特法審議・本田由紀(東大教授) 国が定めるといふことは恥であり罪である

6月3日参議院・委員会の審議で参考人として東大の本田由紀氏が意見をのべ、文科省の姿勢、給特法の改定案について厳しい意見を展開して、批判しました。

- ① 校長の指示以外の時間外業務を「自発的行為」で「労働時間」と認めないのは、厚生労働省のガイドライン、最高裁判決からしても成り立たない。授業準備、生徒課題評価などが「自発的」で勝手にやっているなどの姿勢で学校は成り立たない。
- ② 教職調整額を10%(時間外20時間分)に引き上げるのに、時間外を月30時間以内にするというのは、その時点でも、10時間分のタダ働きを合法化するものに他ならない
- ③ 「主務教諭」で校内運営の調整や若手教諭の支援を担うとするが、人も増やさず責務を増やして「主務教諭だから仕事して当然」とされさらに長時間勤務を加速させ、教員間の協力が阻害されると批判。

そのうえで、今回の法案は、

「その場しのぎでおためごかしであり、策術的なものであることは全国の教員の目にはありありと見えている」「労働法を逸脱するような法律を国が定めるといふことは恥であり、罪である」

と厳しく批判しました。

### 自民党・臼井正一参議院議員 これでは審議する資格があるのか?

## 「(先生は)一体何が多忙なのか、正直ピンと来ない」!!

6月3日の参議院・委員会審議で参考人質疑に立った自民党臼井議員からは、自分も親としてPTAなどに学校にかかわってきたが、地域の行事にも先生たちの参加がづい次少なくなってきた。昔もいじめや体罰の問題もあり、生徒数も多い中でやっていたのに、今の学校は何か違うのかと不思議そうに質問。

そのあげくに「一体何が昔と違ってそんなに学校の先生の多忙が大きな要因になってるのかが率直に言って話聞いててもピンとこない部分もある」と発言。

給特法改定案を提出している政府の与党議員として、まったく学校の実態も把握せずに発言、審議に参加していること自身が問題です。

## 「残業代除外でも、労働基準法は適用すべき」(吉良よし子議員) 石破総理「それは労働基準法は適用されます」

6月5日の参議院・委員会審議では、吉良よし子議員(共産党)が「たとえ給特法で公立の教員に残業代支払いが除外になっていたとしても公立学校の教員に(1日8時間など労働時間の)労働基準法は適用されるべき」と石破総理に答弁を迫りました。

石破総理も「それは労働基準法を適用される」という答弁を引き出しています。

これは、給特法で残業代がたとえ除外されていたとしても、原則、1日8時間を超えて働かせてはならない、違反すれば厳しい処罰が課されるという労働基準法が適用されるというもので重要な答弁です。

この点から言えば、原則1日8時間の勤務時間で可能なように学校や教員への業務量を責任をもって教育委員会、管理職が管理することが求められます。

やらなければならない課題や業務、指針などでの拘束を次々増やしておいて、時間外にはみ出さざるを得なくなったごとを、「自主的行為」で「勤務時間に当たらない」と他人事のような態度を続けることを許されません。

全教(全日本教職員組合)の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう